

学校感染症の種類（第18条）	
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS(サーズ) コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が MERS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウィルスであってはその血清亜型が H5N1 であるものに限る）
第二種感染症	インフルエンザ（鳥インフルエンザ(H5N1)を除く）、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、風疹、水痘（みずぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核、髄膜炎菌性髄膜炎、新型コロナウイルス感染症
第三種感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症 ※その他の感染症：必要時、第三種として措置可能な感染症※ 溶連菌感染症、A型肝炎、B型肝炎、手足口病、伝染性紅斑（りんご病）、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎 など

出席停止の期間（第19条）		
第一種感染症	完全に治癒するまで	
第二種感染症	症状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるときは、この限りではない	
	インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型コロナウイルスは除く）	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	結核・髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで ※その他の感染症の出席停止の考え方※ 通常時は出席停止にならない疾患であるが、重大な流行が起こった場合は「第三種」感染症として措置することが可能で、緊急的に感染のおそれがないと認めるまで出席停止を指示することができる	

関係法令：学校保健安全法施行規則第18.19条及び学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令

(令和5年文部科学省令第22号 令和5年5月8日施行)

参考文献：「学校において予防すべき感染症の解説（令和5年度改訂）」日本学校保健会